別記1

天草地域雇用創出協議会 YouTube 動画制作業務　委託仕様書

１. 業務名

天草地域雇用創出協議会 YouTube 制作業務

２. 業務の目的

本業務は、天草地域内の事業所等の仕事内容、職場環境及び働く人の姿を伝える動画を制作するものである。

制作した動画は、天草地域雇用創出協議会（以下「協議会」という。）の YouTube チャンネルで公開し、時間や場所を問わず視聴できるようにする。また、ハローワークでの就職支援、セミナー、学校での職業理解や就職指導等にも活用する。

主な視聴対象は、５０代前後及び第二新卒世代を中心とする天草市内の求職者や、島外から天草地域での就職を希望する者とする。動画を通じて、これらの求職者等が地域の事業所や仕事への理解を深め、就職の促進及び地域の事業所の人材確保につなげることを目的とする。

３. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、厚生労働省が事業年度ごとに行う事業継続判定において継続不可と判断されない限り、契約期間を自動的に1年間ずつ延長し、最長で令和11年3月31日（令和10年度末）まで継続するものとする。

４. 業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）チャンネルコンセプト「Q.U.E.S.T」に基づく動画の企画構成の作成
（2）掲載事業所等への事前ヒアリング及び撮影場所の下見
（3）台本及びインタビュー項目の作成並びに撮影・取材日程の調整
（4）働く人の姿、仕事内容及び職場環境等の撮影並びに従業員インタビューの進行・収録
（5）動画の編集並びにテロップ、BGM 及び音声等の調整
（6）動画タイトルの作成並びにサムネイル及び動画内で共通して使用するタイトル画面等のデザイン・制作
（7）協議会専用ロゴの企画・制作並びに簡易使用ガイドの作成
（8）YouTube チャンネルバナーの企画・制作
（9）協議会及び掲載事業所等の確認を踏まえた修正・編集
（10）音源及びフォント等の使用許諾に係る手続き
（11）完成動画、サムネイル、ロゴ、チャンネルヘッダーその他制作物のデータ納品
※掲載事業所の選定は協議会が行うものとする。
※YouTube へのアップロード及び公開設定、概要欄の作成、チャンネルの運用並びに視聴データの効果測定・分析及び結果の取りまとめは、協議会が行う。

５. 業務内容

（1）事業所紹介動画の企画・制作

・チャンネルコンセプト「Q.U.E.S.T」に基づき、天草地域内事業所等の魅力を発信する動画を企画・制作すること。
・本編動画は、画面比率16：9の横型とし、解像度はフル HD（1920×1080ピクセル）以上で制作すること。納品形式は MP4形式とすること。
・YouTube での公開及びホームページへの掲載、ハローワーク、学校、セミナー等での上映に適した画質・音質を確保すること。
・制作本数は、令和8年度9本、令和9年度18本、令和10年度18本の計45本とする。なお、複数の事業所等がユニットを組んで参加する場合は、1ユニット当たり2～3事業所とし、1ユニットにつき1本の動画を制作すること。
・動画は、商品・サービスの宣伝を目的とせず、求職者の職業理解及び事業所への理解を深めることを目的として、働く人の姿や職場環境を中心に、以下の内容を盛り込むこと。

ア　事業所等の概要及び事業内容
イ　具体的な仕事内容及び実際に働く様子
ウ　職場の雰囲気及び職場環境
エ　従業員へのインタビュー（就職のきっかけ、仕事のやりがい、天草で働くことを選んだ理由等）
オ　人材育成、福利厚生及び多様な世代が働きやすい職場づくりの取組
カ　その他、求職者の事業所への理解及び就職意欲の向上につながる内容

・動画は、50代前後及び第二新卒世代を中心とする視聴対象者に配慮し、親しみやすく分かりやすい内容とすること。
・各事業所等の特色を生かし、ユニットで参加する場合は、共通する紹介テーマに基づき、各事業所等の仕事内容及び役割が伝わる構成とすること。
・動画の再生時間は、単独の事業所等が参加する場合は3分程度、ユニットで参加する場合は5分程度を目安とする。なお、紹介内容に応じて短縮できるものとし、具体的な構成、撮影内容及び再生時間は、構成案の確認時に協議会と協議の上で決定すること。
・制作に当たっては、冒頭で動画の見どころを示し、説明の重複や過剰な表現を避け、視聴者の関心が続く構成・編集とすること。

（2）動画タイトル及びサムネイル等の制作ア　制作内容及び数量

・本仕様書5.（1）で制作する動画について、内容及び事業所等の魅力を分かりやすく伝え、視聴につなげる動画タイトル及びサムネイルを制作すること。
・動画1本につき、動画タイトル及びサムネイルをそれぞれ1点制作すること。各年度の制作数量は、令和8年度9点、令和9年度18点、令和10年度18点の計45点とする。併せて、全45点のサムネイルに共通して使用する基本レイアウトを制作すること。

イ　デザインの基本方針

・チャンネルコンセプト「Q.U.E.S.T」との整合性を図り、全４５点のサムネイルに共通する基本レイアウトを用いてシリーズ全体の統一感を確保するとともに、写真、配色及び見出し等に各事業所等の特色を反映したデザインとすること。
・５０代前後及び第二新卒世代を中心とする視聴対象者に配慮し、親しみやすさと公的事業としての信頼感を両立させること。
・スマートフォン等で小さく表示された場合でも、事業所名及び見出しが読み取りやすい文字の大きさ、配色及び配置とすること。
・動画の内容と一致する写真及び表現を使用し、誤解を招く表現や過度な誇張を避けること。

ウ　サムネイルに掲載する内容及び配置

①　専用ロゴ

・専用ロゴを、各サムネイルの左上に配置すること。ロゴの大きさ及び配置位置は、シリーズ全体で統一し、本仕様書５．（３）に定める簡易使用ガイドに従うこと。

②　事業所名

・紹介する事業所等の名称を掲載すること。ユニットで参加する場合は、参加する事業所等を識別できる表記とし、具体的な表示方法は、協議会と協議の上決定すること。

③　見出し

・仕事内容、職場の特徴又は働く人の思い等が伝わる短い見出しを受託者が提案すること。動画タイトルをそのまま掲載する必要はなく、サムネイルとしての読みやすさを優先すること。
・掲載事業所等のロゴがある場合は、使用の可否を確認した上で、見出　し等とのバランス及び読みやすさに配慮し、協議会と協議の上、掲載の有無、大きさ及び配置を柔軟に調整すること。

④　写真等

・実際に働く人の姿、作業風景又は職場環境等、動画の内容を象徴する写真等を使用すること。

⑤　配置上の配慮

・右下に表示される YouTube の再生時間表示と、事業所名、見出し及び人物の顔等の重要な要素が重ならないようにすること。また、画像の端に文字等を寄せすぎず、適切な余白を確保すること。

エ　サムネイルの画像仕様

①　画面比率は１６：９の横型とすること。
②　画像サイズは３８４０×２１６０ピクセルを基本とすること。

③ 公開用データは JPEG 又は PNG 形式とし、協議会が使用する端末から YouTube へアップロードできるファイル容量とすること。
④ 文字や写真等に著しいぼやけ、画質の劣化又は表示の欠けがないこと。

オ 使用する素材及びフォント
・写真、画像及びフォント等は、YouTube での公開及び協議会の広報活動に使用できるものを使用し、必要な使用許諾を確保すること。
・使用するフォント及びその費用の取扱いについては、本仕様書５．（６）の定めによるものとする。

カ 共通デザインの確認及び修正
・受託者は、初回制作時にサムネイルの共通デザイン案を提示し、協議会の確認を受けてから各動画のサムネイルを制作すること。共通デザイン案は、令和8年12月18日までに確認及び必要な修正を終えられるよう、十分な期間を確保して提示すること。
・各動画のタイトル、サムネイルに使用する写真、事業所名及び見出し並びに動画内で共通して使用するタイトル画面等は、協議会の確認を経て決定すること。
・制作物の確認及び修正については、本仕様書５．（５）の定めによるものとする。

（３）専用ロゴの制作
ア 制作目的及び使用用途
・YouTube チャンネルコンセプト「Q.U.E.S.T」を視覚的に表現する専用ロゴを企画・制作すること。ロゴは、YouTube のチャンネルアイコン、バナー、サムネイル及び動画内のほか、各種チラシ、ホームページ、LINE 公式アカウントのアイコン、名刺等に共通して使用するものとする。
・各媒体での情報発信に統一感を持たせ、50代前後及び第二新卒世代を中心とする事業対象者をはじめ、幅広い世代に親しみやすさと公的事業としての信頼感を伝えるデザインとすること。

イ 基本デザイン及び表示する名称
・天草での仕事との出会いや、新たな一歩を踏み出すイメージを表現すること。
・冒険や探索の要素を取り入れる場合も、過度に遊びを強調せず、幅広い世代が受け入れやすいデザインとすること。
・ロゴには「Q.U.E.S.T」の文字を使用すること。協議会名等の併記の要否、表記方法、具体的なモチーフ、配色及び書体等は、協議会と協議の上決定すること。
・令和8年度に基本デザイン１点を制作し、以後は当該デザインを継続して使用するものとする。

ウ 使用用途に応じた展開
・カラー版に加え、単色版及び暗い背景に使用できる白抜き版を作成すること。

・用途に応じた横組み・縦組み等の構成並びに文字とマークの組合せは、協議会と協議の上決定すること。

エ　デザイン案の提示及び修正

・受託者は、制作意図、モチーフ及び配色等の説明を添えて、初回提案としてデザイン案を提示すること。協議会と協議の上、採用する案を選定し、詳細の調整及び必要な修正を経て、最終デザインを決定すること。
制作物の確認及び修正については、本仕様書5.（5）の定めによるものとする。

オ　使用する素材及びフォント

・ロゴは、受託者が本業務のために新たに制作するものとし、第三者の商標権・著作権等を侵害するデザインや、既存のデザインの模倣・流用は行わないこと。
・ロゴに使用するフォントは、ロゴへの使用、印刷及びウェブ上での公開等、本仕様書で予定する利用が認められたものとし、その使用条件及び費用の取扱いについては、本仕様書5.（6）の定めによるものとする。

カ　簡易使用ガイドの作成

協議会がロゴを統一して適切に使用できるよう、以下の事項をまとめた簡易使用ガイドを作成すること。

① ロゴの制作意図
② ロゴの正式な形状及び使用できる配置パターン（横型・縦型等）
③ 使用する色及び色指定値（RGB、CMYK、カラーコード等）
④ ロゴの周囲に確保する余白（アイソレーションエリア）及び最小使用サイズ
⑤ 背景色に応じたロゴの使い分け（カラー・単色・白抜き等）
⑥ 変形、配色変更等の避けるべき使用例

（4）YouTube チャンネルヘッダーの制作

・協議会の YouTube チャンネルのホーム画面上部に表示するバナー画像を制作すること。
・チャンネルコンセプト「Q.U.E.S.T」に基づき、専用ロゴ及びサムネイルと統一感のあるデザインとすること。
・パソコン、スマートフォン及びテレビ等の表示範囲の違いに配慮し、ロゴや主要な文字が見切れないよう配置すること。具体的な掲載内容及びデザインは、協議会と協議の上決定すること。
・画像サイズは2560×1440ピクセルを基本とし、JPEG 及び PNG 形式（両方）、ファイル容量6MB 以下で制作すること。また、表示の欠けが生じないようにすること。なお、画像サイズは YouTube 公式の推奨サイズ、ファイル容量はアップロード時の容量条件に基づくものとする。
・完成データは、協議会が YouTube に設定できる画像形式で、令和8年12月25日16時までに納品すること。YouTube への設定は、協議会が行う。

（5）制作物の確認及び修正

・受託者は、構成案、撮影内容及び編集内容について、各段階で協議会の確認を得ながら制作を進めること。事業所紹介内容については、掲載事業所等による確認も行うこと。

・協議会は、掲載事業所等の意見を取りまとめて修正を指示し、受託者は、その内容を踏まえて必要な修正を行うこと。

・本仕様書の範囲内で必要となる修正に要する費用は、委託費に含むものとし、修正回数を理由とする追加費用は発生しないものとする。なお、承認済みの内容を大幅に変更する場合や追加撮影等が必要となる場合は、着手前に協議し、契約金額の範囲内で対応内容を決定すること。

（6）使用するフォント

・使用するフォントは、YouTube での動画公開及び各種広報物への使用が認められた無料フォントを原則とすること。有料フォントの使用が必要な場合は、事前に理由及び費用を示し、協議会の承認を得ること。なお、その費用は委託費に含むものとし、協議会への追加請求は行わないこと。

6．報告及び成果品等

（1）業務期間中の打合せ及び記録

業務期間中は、制作内容の確認や業務に疑義が生じた場合など、必要に応じて協議会の業務担当者と随時打合せを行い、決定事項は書面（電子データを含む。任意様式）で記録すること。

（2）成果品の提出

・令和8年度の成果品は、以下のスケジュールに従い提出すること。各成果品の提出期限は、いずれも指定日の16時までとする。

区分	提出期限	成果物の内容・備考
1	令和9年1月15日 16：00まで	専用ロゴ（Adobe Illustrator 形式（.ai）※アウトライン化済みのもの、PNG 形式（.png）、JPEG 形式（.jpg 又は.jpeg））及び簡易使用ガイド（PDF 形式）
2	令和9年1月15日 16：00まで	サムネイル共通デザイン画像提出（各動画共通）
3	令和9年1月15日 16：00まで	チャンネルヘッダー画像提出
4	令和9年02月12日 16：00まで	動画3本及び対応する動画タイトル・サムネイル（第1回）
5	令和9年03月05日 16：00まで	動画3本及び対応する動画タイトル・サムネイル（累計6本・第2回）
6	令和9年03月19日 16：00まで	動画3本及び対応する動画タイトル・サムネイル（累計9本・第3回）
7	令和9年03月31日	全ての成果物

	16:00まで	

・各回の提出期限は、協議会及び掲載事業所等による内容確認並びに必要な修正を終えた完成版の納品期限とする。受託者は、確認・修正に必要な期間を見込んで制作を進めること。なお、協議会と協議の上、完成した成果品から順次分納することを可とする。ただし、各回の提出期限までに、当該回に定める成果品を全て納品すること。
・納品スケジュールの変更が必要となる場合は、事前に理由及び変更案を示し、協議会の承認を得ること。
・令和9年度及び令和10年度の納品スケジュールは、契約が継続する場合に、各年度の業務開始前に協議会と受託者が協議の上で定めるものとする。
・提出する成果品の詳細は、以下のとおりとする。

ア 事業所紹介動画
・協議会が YouTube へのアップロード及びハローワーク、学校、セミナー等での上映に使用できる動画データを提出すること。
・ファイル形式、画質等は、本仕様書5.（1）の定めによるものとする。

イ 動画タイトル
・各動画に対応するタイトルを、事業所名及び動画ファイル名との対応が分かる一覧データで提出すること。

ウ サムネイル及び共通画面等
・サムネイルは、動画本体とは別の画像ファイルとして、対応する動画及び動画タイトルと併せて納品すること。
・サムネイルの画像仕様は、本仕様書5.（2）エの定めによるものとする。
・各サムネイルの納品期限は、対応する動画の納品期限とする。サムネイルの共通デザインは、協議会による確認及び必要な修正を終えたものを、令和8年12月18日までに提出すること。
・動画内で共通して使用するタイトル画面等は、動画本体に組み込んで納品すること。
・YouTube へのサムネイルの設定は、協議会が行う。

エ 協議会専用ロゴ及び簡易使用ガイド
・確定したロゴのカラー版、単色版及び白抜き版について、Adobe Illustrator（AI）形式、PNG 形式及び JPEG 形式の3形式でデータを提出すること。
・使用用途に応じて作成した文字とマークの組合せ等についても、それぞれ3形式で提出すること。
・AI 形式のデータはアウトライン化すること。画像データを配置しただけのデータは不可とする。
・PNG 形式は背景を透過すること。JPEG 形式は背景を透過できないため、白抜き版を含め、各ロゴを識別できる背景色とし、具体的な背景色は協議会と協議

の上決定すること。
・PNG 形式及び JPEG 形式の画像サイズは、各使用用途に応じて協議会と協議の上決定し、使用時に拡大する必要がない十分なサイズで書き出すこと。
・本仕様書5.（3）カに定める簡易使用ガイドを、PDF 形式で提出すること。

オ　YouTube チャンネルヘッダー
・協議会が YouTube チャンネルに設定できるヘッダー画像データを提出すること。
・パソコン、スマートフォン及びテレビ等での表示範囲を示した確認用画像を併せて提出すること。

カ　音源及びフォント等の使用許諾に係る情報
・動画、サムネイル、ロゴ及びチャンネルヘッダー等に使用した音源、フォントその他の素材について、名称、提供元、利用条件及び使用許諾を確認できる資料等を提出すること。
・公開の継続や他媒体での利用に当たり、追加費用又は利用上の制限がある素材については、採用前にその内容を明示し、協議会の確認を得ること。

（3）納品方法
・成果品は、オンラインストレージ又は記録媒体により提出すること。具体的な提出方法は、データ容量及び協議会の受領・保管環境を踏まえ、協議会と協議の上決定すること。
・ファイル名及びフォルダ構成は、対応する動画、事業所名及び制作物の種類が容易に判別できるよう整理すること。また、ロゴについては、種類、配色、使用用途及びファイル形式が判別できるようにすること。

（4）報告方法
・書面で提出する打合せ記録その他の資料は、原則として A4判で作成すること。
・構成図、絵コンテその他図面等は、必要に応じて A3判で作成し、A4判に折り込むことを可とする。
・電子データによる提出形式は、協議会と協議の上決定すること。

7. 著作権及び成果物の利用
・本業務において新たに制作した動画、サムネイル、ロゴその他の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、納品時に協議会へ譲渡するものとする。譲渡に係る対価は、委託費に含むものとする。
・受託者が従前から保有する著作物及び第三者が権利を有する音源、フォント、画像等の著作権は、それぞれの権利者に帰属するものとする。受託者は、本仕様書に定める利用に必要な範囲で、当該著作物の使用許諾を確保する。
・協議会は、成果物を YouTube での公開、ホームページ及び広報物への掲載、ハローワーク、学校、セミナー等での上映に利用できるものとする。また、当該目的の範囲内で、編集、抜粋、サイズ変更等を行い、協議会が指定する関係機関等に利用させることができるものとする。ただし、第三者が権利を有する素材については、使用許諾の条件に従うものとする。

・受託者は、成果物について、協議会及び協議会が指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとし、制作に関与する著作者からも同様の承諾を得ること。
・契約期間終了後も、協議会は本項に定める条件に従い成果物を継続して利用できるものとする。

8. 秘密保持及び個人情報の取扱い
・受託者は、本業務を通じて知り得た非公開情報及び個人情報を適切に管理し、本業務の目的以外に使用し、又は正当な理由なく第三者に開示・漏えいしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
・受託者は、撮影素材等に含まれる個人情報及び事業所等の非公開情報について、公開前に協議会及び掲載事業所等の確認を受け、公開を認められた内容のみを成果物に使用すること。

9. その他
本仕様書に定めのない事項については、協議会と受託者が協議により決定する。